

# 今後の部活動研究の可能性 —質的向上の議論へ—

長沼 豊

## 1. この研究誌について

この研究誌は、私の研究室（ゼミ）の大学院生2名が執筆した修士論文と、学科ゼミ生1名が執筆した卒業論文を全文掲載したものである。

執筆者の田村基成さんは大学院2017（平成29）年度入学の3期生、小山雄将さんは2018（平成30）年度入学の4期生である。関谷優佳さんは教育学科2015（平成27）年度入学の3期生である。田村さんと関谷さんは2019（平成31）年3月に各々修了・卒業し、小山さんは2020（令和2）年3月に修了予定である。

田村基成「部活動の意義と課題 —吹奏楽部を例として—」は、吹奏楽部の部活動の意義と課題について論証したものである。

小山雄将「学校におけるマーチングバンド—部活動の持続可能性—」は、マーチングバンドの部活動の実態が今後の部活動改革において持続可能性という点でヒントになることがあるということを検証した。

関谷優佳「部活動の顧問による教員多忙の実態と改善」は、部活動の顧問教員の多忙化の問題について分析・考察した（平成30年度教育学科学術賞）。

いずれの論文も部活動の今後のあり方を考えていく上で示唆に富んだものであり、研究誌として纏めることにした。

## 2. 今後の部活動のあり方を考える視点

今後の部活動のあり方を研究していく視点を4点挙げる。

第1に、部活動の活動内容の質を問うことである。

2018（平成30）年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」がスポーツ庁から、同年12月には文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が各々出された。このガイドラインは様々な提言を行ったが、最も注目されたのは活動時間と休養日についてである。活動時間は、平日は一日2時間、学校休業日は一日3時間で、活動休養日については、週あたり平日は1日、土日はどちらか1日の計2日である。この部活動ガイドラインによる活動時間の上限規制と休養日の下限設定は、部活動の質を議論する必要性を生み出している。時短をしても成果を上げるにはどうすればよいかを当事者・関係者が考えるからである。

例えば畑喜美夫氏は「ボトムアップ理論」を掲げている。畑氏は高校教員の時にサッカー部の顧問として、生徒に任せて育てる指導と時短練習で、スポーツ推薦のない公立高校を全国一に導いた。練習メニューも作戦もレギュラーも生徒が話し合っで決める。生徒の主体性と考える力が向上し強くなる。このような実践を参考にして、部活動の活動内容の活性化と質的向上を目指した改革が求められている。筆者が研究代表者となって進めている科研費研究（2019～2021年）でも好事例を収集し分析している。

第2に、外部指導者や部活動指導員の質を考えることである。

これらの人々の活躍により教員の負担が減ることにはなるが、全てが解決するわけでは

ない。なぜなら教員よりも理不尽で過酷な練習を課す外部指導者がいるという声も聞くからである。それらの人々の質の担保は必須であり、養成制度を確立すること、例えば教育委員会でライセンス方式・資格制度を整備することなどが求められるのである。外部指導者や部活動指導員には部活動の当該種目の知識・経験・技能だけでは不十分であり、学校教育に関する最低限の知識、青少年期の心理や発達に関する理解、コーチングや救急法などの技能等を備えた人材を輩出する仕組みが不可欠である。

第3に、部活動に関わる教員の質を問うことである。

部活動ガイドラインの規制を逃れるためにガイドライン通りに活動はするが、その上でその後の時間帯に「これは部活動ではない」と宣言して活動を継続する教員がいる。場所は学校であることもあるし、別の場所を確保する場合もある。保護者が施設の予約のために抽選に並ぶ場合もあるという。指導をするのは部活動と同じ教員である。部活動ガイドラインは、生徒の健康、安全、バランスの取れた生活等を第一に考え策定されたものであるから、学校内での活動時間を満たして学校以外で多く活動すれば良いと言うのは違うのではないか。

また、ガイドラインでは大会やコンクール等の前は休養日や活動時間は例外とすることができるが、これを利用して自分たちで勝手に大会を作って頻繁に大会をする。常に大会前だから沢山活動しても問題はないだろうと主張する教員もいる。本来は代替の休養日を確保しないとイケないのであるが無視するのだろうか。生徒に法令遵守を教える立場の教員が自ら逸脱した行為を行っているのである。もちろんガイドラインには法的拘束力はないが、コンプライアンスの点からはどうなのだろうか。学校の教育活動の中で、教員がこのような逸脱行動をとるのは部活動のみと言ってよく、それゆえ残念ながら部活動の異常性が浮かび上がるのである<sup>(1)</sup>。つまり、このような一部の状況は、部活動には教員の質に関わる課題も内在していることを示している。

第4に、部活動そのものの目的や意義を問うことである。

今後の部活動は学校で行うことが良いのか、地域移行した方が良いのか。学校で持続するとすればどのような形にしたら良いのか、地域移行するのであればどのような条件整備が必要なのかといった点も議論しなければならない。そのためには、改めて学校は何をすることか、その目的を確認し、その上で部活動は学校教育に必要なかどうかという議論を丁寧にする必要がある。それは結局、部活動の目的や質を改めて問う営みになるだろう。

ちなみに部活動の地域移行について、スポーツ庁の運動部ガイドライン（2018年）には「長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる」「地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある」<sup>(2)</sup>と、長期的に部活動を地域移行していくことを検討していく必要性が記述されている。「長期的」「検討」とそれほど積極的にというわけではない。文化庁の文化部ガイドラインでも、ほぼ同様に記述されている。

(1) 最近では勤務時間を虚偽（過少）申告するというコンプライアンス違反もある。直ちにやめなければならない行為ではあるが、一方でそうせざるを得ない状況の要因について理解し、教員のために改善を図るように訴えなければならない。

(2) スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」2018年3月、p.8。

働き方改革に関する中央教育審議会の答申（2019年）では「環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。」<sup>(3)</sup>となっており、こちらは「積極的に進めるべき」と一歩踏み込んでいる。

国会の附帯決議（2019年）においては「政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。」<sup>(4)</sup>となっており、こちらは「早期に実現」とさらに踏み込んでいることがわかる。

部活動の地域化は、部活動の目的や趣旨といった質的な議論をした上で、あくまでも地域の環境整備を前提に進める必要があり、拙速な移行は副作用が想定されるため避けた方がよいと考える<sup>(5)</sup>。

### 3. 部活動の質的向上の議論へ

このように、活動内容の質、外部指導者・部活動指導員の質、関わる教員の質、部活動そのものの目的や質と、いずれも部活動に関する質を議論することが求められる。今後の部活動のあり方を考えることは質的保証や質的担保を明確にする営みである。

田村論文からは、文化部の中でも長時間の練習が顕著な吹奏楽部について、今後のあり方を検討するヒントを見いだすことができる。外部指導者を活用することは改善のための1つの方策ではあるが、まだまだ課題が多いこともわかる。

小山論文からは、今後の部活動改革において、大会やコンクールの改善を行う際の視点を見いだすことができる。少子化に伴いますます生徒数が減少する中で、今後の部活動を持続可能な形にするための手立ての例が提示されている。

関谷論文からは、教員の超過勤務の最大の要因となっている部活動を改革するための視点を見いだすことができる。特に部活動に対する教員の意識から、部活動をどのように変えるのかについての示唆を得ることができる。

3人の論考は今後の部活動研究に示唆を与えるものである。末尾に3人の今後の益々の活躍を祈る。

#### 【参考文献】

長沼豊『部活動の不思議を語り合おう』ひつじ書房、2017年

長沼豊『部活動改革 2.0 ー文化部活動のあり方を問うー』中村堂、2018年

---

<sup>(3)</sup> 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（2019年1月25日）別紙2、p.69。

<sup>(4)</sup> 第200回国会（2019年12月）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、衆議院の七、参議院の十で同文。

<sup>(5)</sup> 筆者は拙著で述べているように、緩やかな地域移行を提唱している。

## 【資料 1】

### ●文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」2018年12月（抜粋）

#### p.5

##### （1）本ガイドラインの対象範囲

○ 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の文化部活動を主な対象とする。

○ 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、国公立立全ての設置形態の学校に適用するとともに、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の文化部活動についても、本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する。

○ 小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。）段階においても、一部の地方公共団体においては、同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点から十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

#### pp.5-6

##### （2）望ましい部活動の在り方

○ 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。

・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

○ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

○ 文化庁は、本ガイドラインに基づく全国の文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについてはスポーツ庁が実施する運動部活

動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

#### pp.9-10

##### 3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○ 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### pp.11-12

##### 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

###### (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

## 【資料 2】

●中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（2019年1月25日）別紙2（抜粋）

pp.67-69

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

### ⑧部活動

○ 中学校及び高等学校段階での部活動は、現行の学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが示されている。

○ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなるが、平成 29 年度から部活動指導員が制度化されたところであり、部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務である。

ただし、現状では、ほとんどの中学校及び高等学校で部活動が設置され、実態として、多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況である。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じている。

○ 部活動については、児童生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようになるためにも活動時間を抑制するとともに、顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への指導の充実の観点から、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要である。

○ 教育委員会及び学校は、部活動ガイドラインで示された活動時間等の基準の遵守が求められる。教師の本務は授業であり、限られた時間の中で授業準備がおろそかになるほどまでに部活動に注力することは適切ではないが、部活動に過度に注力してしまう教師の存在も指摘されていることから、教師の意識改革も必要である。このため、教育委員会は、採用や人事配置等において、教師の部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すべきである。

○ あわせて、一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等も検討すべきである。

なお、設置する部活動の数については、少子化による学校規模の縮小等の実情に応じ、生徒や教師の数や部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに、複数の学校による合同部活動や、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等を積極的に進めるべきである。また、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の主催者においても、学校単独でなく、こうした合同チームや学校と連携した地域の団体等が大会に参加できるよう、関係規定の見直し等を行うべきである。

また、大会やコンクールで勝つことのみを重視し過重な練習が行われることのないよう、勝利至上主義を助長するような大会等の在り方の見直しを進めることも重要である。学校

教育としての意義を超えて、部活動の大会等で活躍・勝利することが地域の誇りや伝統である等の理由で、教師が授業の質の向上に取り組めないほどの負担を強いられることはあってはならないことであり、地域がこれを望むのであれば、地域単位の取組として活動を行うべきである。

○ 一部地域では、平日の一定時刻までは学校部活動、それ以降の時間や休日については地域のクラブ活動にすみ分けて取り組んでいる例もあり、部活動は必ずしも教師が担う必要はないことを踏まえると、教師が授業や授業準備等の教師でなければ担うことのできない業務に注力するためにも、地方公共団体や教育委員会において、公認スポーツ指導者資格制度を設けている公益財団法人日本スポーツ協会や地域の体育・スポーツ協会等と協力して、質の高い部活動指導員の任用・配置を進めるとともに、地域における指導者の質の担保を行うなど、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

#### <文部科学省に求める取組>

- ア 過剰な部活動の活動時間削減に伴い、登校時間を遅らせることや下校時間を早めることに対して、地域や保護者へ理解を求める明確なメッセージの発信
- イ 部活動ガイドラインを遵守する学校の設置者等に対する、部活動指導員の配置充実
- ウ 学校の部活動が参加する大会・コンクールの主催者に対する部活動指導員による単独引率を可能とする関連規定の整備の要請及びその改正等の対応状況の調査・公表
- エ 学校の部活動が参加する大会・コンクールの主催者に対する長期休業期間中の学校閉庁日及び生徒の多様な活動機会の確保等のための大会の日程等の見直しの要請
- オ 学校の部活動が参加する大会・コンクール等の主催者に対する、合同チームや学校と連携した総合型地域スポーツクラブ等地域スポーツ・文化団体等が、学校単独でなく、大会に参加できるような関係規定の整備の要請
- カ 都道府県教育委員会や都道府県学校体育・文化団体に対する、関与する大会・コンクール日程の把握・公表及び日程見直しの要請
- キ 地域ボランティアの参画を円滑に進めるための、地域学校協働活動の推進